

新型コロナウイルスの影響により保険料納付が困難な方へ

大阪文化芸能国民健康保険組合 国民健康保険料の納付猶予制度について

新型コロナウイルスの影響に対する国の緊急経済対策の発表を受け、新型コロナウイルスの影響による収入減少により、一時的に国民健康保険料を納めることが難しい組合員の方に対する納付の猶予について、当組合理事会で決定しましたので通知いたします。

対象者：令和2年3月末日時点で加入されている世帯

対象保険料：令和2年4月～6月の1期分

対象保険料は4月からとしておりますが、システム変更の都合により4月分の引落処理を停止することができません。4月分保険料が引落できた方につきましては、4月分保険料を納入されたこととして処理し返金対応は致しかねますのでご了承ください。引落ができた方につきましては5月、6月分が猶予の対象となります。

申請期間：令和2年6月20日（必着）まで

（ただし引落処理を5月から停止したい場合は5月20日（必着）までに申請してください。）

猶予の期間

- ・徴収猶予期間は5ヶ月とさせていただきます。
- ・申請された方は6月末までの保険料自動引き落としを一旦停止いたします。
- ・猶予を受けた保険料を、5ヶ月先の令和2年11月末までに、申請用紙に記載された納付計画にそって納付してください。

ご希望の方は、申請用紙にご記入いただき、当組合まで郵送にて申請ください。申請用紙は当組合ホームページ（<http://www.bunkageinou.com/>）よりダウンロード、または組合事務局（TEL：06-6261-9244）までご連絡いただきましたら郵送にてお送りいたします。

申請手続き受理後、猶予措置が決定した方には決定通知をお送りします。猶予分保険料につきましては猶予期間内に完納できるよう納付計画を設定し、分割等により納めていただきます。



※今回の措置はコロナウイルス蔓延による影響に対する特別措置となります。

当申請は、第1期分保険料（4～6月分）の納期限を5ヶ月先に延長するもので、本来納めるべき保険料が減額されるものではありません。なお、猶予期間中に完納できない場合は、滞納処分の対象となりますのでご注意ください。（その場合は、改めて納付相談等をしていただくこととなります。）

国民健康保険組合向けの保険料減免につきましては、現在国からの方針が提示されておらず、判明次第お知らせいたします。

事務局業務時間 平日 午前10時より午後4時まで

現在コロナウイルス感染リスク低減のため、時差出勤および最少人数での業務とさせていただきます。そのため、電話がつながりにくい場合がございますのでご了承ください。